

指定（医療）訪問看護ステーション  
利用約款

医療法人あすか会

訪問看護ステーションアンジェロ

(約款の目的)

第1条 訪問看護ステーションアンジェロ（以下「当事業所」という）は、要支援また要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、かかりつけの医師の指示の下、利用者の心身の機能の維持回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養生活が継続できるように、適正な指定訪問看護または指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という）を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養するもの（以下「扶養者」という）は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払う事について取り決める事を本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が（介護予防）訪問看護利用同意書を当事業所に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款及び重要事項説明書の改定が行われないう限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、本約款に基づく利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス計画作成者または介護予防サービス計画作成者（以下「サービス計画作成者」という）に連絡するものとします。但し、利用者が正当な理由なく、指定訪問看護実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

(当事業所からの解除)

第4条 当事業所は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス計画または介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画」という）が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者又は扶養者が、当事業所、当事業所の職員に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、利用が不可能となった場合

(利用料等)

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく指定訪問看護等の対価として、重要事項説明書に記載する料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当事業所は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書を、毎月25日までに発行し、利用料金支払者にお届け致します。お支払い方法については口座振替でのお支払いとなります。尚、お支払日は、利用月の翌々月の12日(休日の場合は、翌営業日)にご指定の預金口座から自動的に利用料金を振替にてお支払い頂きます。

3 当事業所は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(主治医との関係)

第6条 当事業所は、指定訪問看護等の提供を開始する前には、主治医の指示を文書で受け取ります。

2 当事業所は主治医に訪問看護計画または介護予防訪問看護計画(以下「訪問看護計画等」という)及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

(訪問看護計画等)

第7条 当事業所は主治医の指示、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問看護計画等を作成し、訪問看護計画等を作成後も当該実施状況の把握に努めます。

2 訪問看護計画等には療養上の目標や目標達成のための具体的間サービス内容等を記載します。

3 訪問看護計画等は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。

4 訪問看護計画等は、次のいずれかに該当する場合は、計画の変更を行います。

・利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問看護計画等を変更する必要がある場合。

・利用者またはその家族が指定訪問看護等の内容や提供方法の変更を希望する場合。

5 訪問看護計画等を作成し、または変更した際にはこれを利用者または利用者の家族に説明し、その同意を得、これを交付します。

(記録)

第8条 当事業所は、利用者の指定訪問看護等の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。

2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第9条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由及び時間を記録することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第10条 当事業所と指定訪問看護等にあたる職員(以下「看護師等」という)は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙1のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター(介護予防支援事業所)等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第11条 指定訪問看護等利用中に利用者の心身の状態が急変した場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求めます。

(事故発生時の対応)

第12条 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 前1項のほか、当事業所は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第13条 利用者及び扶養者は、当事業所の提供する指定訪問看護等に対しての要望又は苦情等について、当法人の窓口に出すことができます。

(賠償責任)

第14条 指定訪問看護等の提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 15 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。